

(5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

①子ども虐待防止に向けた地域での取組

(取組内容)

子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な啓発活動として、オレンジリボン・キャンペーン（例：オレンジリボンを付けての子ども虐待防止パレードやオレンジリボン普及のためのイルミネーションの実施）など、社会全体で子ども虐待を防止する機運を高め、他の自治体の参考となる特色のある取組。（ただし、シンポジウム、講演会の開催等、既に多くの自治体で実施されている取り組みは除く。）

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

②市町村における子ども虐待の予防・防止に向けた取組

ア 地域における子ども・子育て見守り事業

(取組内容)

1歳6か月児・3歳児健診の未受診家庭、保育所、幼稚園、学校に通っていない家庭などに対し、児童委員・主任児童委員、NPO、教育機関等が連携して訪問を行うなど、地域全体で子ども・子育てを見守る先行的な取組（要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が既に設置され、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業を実施している市町村が対象。）

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

イ 虐待を受けた子どもやその家族への支援・治療の取組

(取組内容)

虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもやその家族に対し、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた支援・治療プログラムを実施し、他の自治体の参考となる特色のある取組。

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

③子ども虐待防止のための地域保健医療システムの構築

(取組内容)

医療機関からの虐待通告や要支援家庭に関する情報提供等を円滑に行うため、都道府県の医療機関、保健機関、児童相談所等の関係機関による地域保健医療システムを構築し、虐待通告や虐待の診断についてのマニュアル作成、虐待の診断等についての研修会の実施など、他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県、指定都市、児童相談所設置市あたり
500万円を上限

(6) 都道府県と労働局が連携して実施する次世代育成支援対策に関する取組

(取組内容)

中小企業における一般事業主行動計画策定・実施の促進のため、労働局と連携した、事業主への説明会の実施、事業主訪問、周知啓発用資料の作成・提供など、労働局と連携した他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行い、国から求められた場合は、速やかにその報告を行うことは勿論のこと、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。

5. 別紙様式2の事業評価書については、平成20年3月末日までに提出すること。

なお、19年度事業の協議を行う自治体のうち、18年度においても本事業を実施している場合は、18年度事業の実施の内容や事業展開が19年度の取組にどのように活かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、19年度の協議にあたって、必ず、18年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。

6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。

- ① 施設や設備を整備することが目的の事業
- ② 前年度と同一内容の工夫がない事業
- ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
- ④ 他の補助金の振替的な事業
- ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
- ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
- ⑦ 単発の単なるイベント的事业
- ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
- ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業

7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。

また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

地域子育て支援拠点事業

	ひろば型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・出張ひろばの実施（市町村直営の場合を除く。）（加算） （既にひろば事業を実施している主体が、翌年度の常設ひろば開設のステップとして、週1～2回出張ひろばを開設する場合に加算）</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向けた地域支援活動を実施</p> <p>・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	保育士等（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

※地域子育て支援センター（小規模型）については、3年間の経過措置期間内（平成21年度末まで）に、ひろば型かセンター型へ移行

地域子育て支援拠点事業実施要綱（案）

1 趣旨

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。

3 実施形態

（1）ひろば型

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するもの。

（2）センター型

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するもの。

（3）児童館型

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開するもの。

4 事業内容

ひろば型、センター型及び児童館型において、以下に掲げる取組を全て実施すること。

（1）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

（2）子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

5 実施要件

(1) ひろば型

① 基本機能

ア 実施場所

(ア) 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、公営の児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。

(エ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

② 出張ひろばの実施

4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。

ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。

イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。

ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更すること

も差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。

オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。

③ 地域の子育て力を高める取組の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした以下のア～エに掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

イ 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組

ウ 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

エ 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

(2) センター型

① 基本機能

ア 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設の他、効果的・継続的な事業実施が可能な場所で実施すること。

イ 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

② 地域支援活動の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。

③ 経過措置

従来の、地域子育て支援センター（小規模型指定施設）については、平成21年度までは以下のとおり実施して差し支えないものとする。

ア 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

イ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を1名以上（非常勤でも可）配置すること。

ウ 指定施設は(ア)～(ウ)のうち2事業以上を実施すること。

(ア) 育児不安等についての相談指導

a 育児不安についての相談の他、可能な指定施設においては市町村等の看護師又は保健師等による保健相談を実施すること。保健相談は週3回程度実施することとし、必要に応じて疾病の予防、健康増進に必要な保健上の注意・助言を与えること等を行うものであること。

b 来所、電話及び家庭への訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内で提供する交流スペースでの随時の相談、公共的施設への出張相談など、地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

c 子育て親子が利用できる時間等に配慮して柔軟な対応ができるよう留意すること。

d 子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等により、その家庭の状況等の把握に努めること。

e 児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談については、6(6)の関係機関と連携を図り、関係者間で共通認識のもと、適切な対応を図ること。

(イ) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援

a 子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。

b 子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動の場の提供や、活動内容の支援に努めること。

(ウ) 地域の保育資源の情報提供等

a ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。

b 指定施設は、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(3) 児童館型

① 基本機能

ア 実施場所

(ア) 児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等で子育て親子が交流し、集うに適した

場所で実施すること。

- (イ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (ウ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者をひろば担当者として1名以上（非常勤でも可）配置すること。

なお、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、ひろば担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

② 地域の子育て力を高める取組の実施

4の（1）から（4）に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的として、ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組について、積極的に実施するよう努めること。

6 留意事項

- （1）事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- （2）実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。
また、事業に従事する者においても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。
- （3）事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効率的・効果的な実施に努めること。
- （4）事業の実施に当たっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。
- （5）事業の実施に当たっては、近隣地域の「ひろば型」、「センター型」及び「児童館型」は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めること。
- （6）事業の実施に当たっては、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員（主任児童委員）、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

7 事業の実施手続等

市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、毎年度、事業の実施に当たり、都道府県と十分協議を行うこと。

都道府県は、管内市町村と情報交換や連携を密に図り、管内市町村の事業の進捗や事業内容等について把握するとともに、事業を実施する者の情報交換の場の設置や事業内容の向上等を図るための研修の実施等、必要な調整、協力、支援等に努めること。

8 費用

（１）国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

（２）事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。